

水質汚濁防止法の改正について

工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が継続して確認されていることを受け、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法（水濁法）等が改正され、平成 24 年 6 月 1 日に施行されます。

1 改正により設けられた規定

- (1) 有害物質貯蔵指定施設の設置届及び合流式下水道※区域での有害物質使用特定施設の設置届
- (2) 構造等に関する基準の遵守義務
- (3) 施設本体・付帯設備の定期点検義務

※ 合流式下水道：汚水等と雨水を併せて下水道へ放流する方式。神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、西宮市、明石市、加古川市、高砂市、姫路市の一部が合流式下水道区域。

2 改正の内容

- (1) 有害物質貯蔵指定施設の届出、合流式下水道区域での有害物質使用特定施設の届出

有害物質貯蔵指定施設と有害物質使用特定施設に関し、表 1 及び 2 の影付き欄下線部について、法改正に伴い新たに届出が必要となりました。

必要な様式等については、表 3 及び 4 に記載しています（影付き欄下線部は新规定の様式）。

【有害物質貯蔵指定施設】

有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設。有害物質を貯蔵することを目的として有害物質を「貯蔵している施設」であることが要件。

表 1 公共用水域に排水（雨水を含む。）を放流する工場・事業場で必要な届出・許可
（影付き欄下線部が、法改正に伴い必要となった届出）

| 公共用水域に排水（雨水を含む。）を放流する工場・事業場 | | | | | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| 施設の区分 H24. 5. 31 時点での 法対象の区分 | H24. 6. 1 の時点で以下の施設 を設置済の工場・事業場 | | H24. 6. 1 以降に以下の施設を 設置する工場・事業場 | | H24. 6. 1 以降に以下の施設の 構造等を変更する工場・事業場 | |
| | 有害物質 使用特定施設 | 有害物質 貯蔵指定施設 | 有害物質 使用特定施設 | 有害物質 貯蔵指定施設 | 有害物質 使用特定施設 | 有害物質 貯蔵指定施設 |
| 水濁法対象の 工場・事業場 | (使用届不要) | 使用届 (改正法※2 附則 第 3 条 1 項) | 設置届 (水濁法第 5 条 第 1 項) | 設置届 (水濁法第 5 条 第 3 項) | 構造等変更 届 (水濁法第 7 条) | 構造等変更届 (水濁法第 7 条) |
| 瀬戸法※1 対象の 工場・事業場 | (使用届不要) | 使用届 (改正法附則第 3 条 1 項) | 設置許可 (瀬戸法第 5 条 第 1 項) | 設置届 (水濁法第 5 条 第 3 項) | 構造等変更 許可※3 (瀬戸法 第 8 条第 1 項) | 構造等変更届 (水濁法第 7 条) |
| その他の 工場・事業場 (上記以外) | | 使用届 (改正法附則第 3 条 1 項) | 設置許可・届 (瀬戸法・水濁法 第 5 条第 1 項) | 設置届 (水濁法第 5 条 第 3 項) | | |

※ 1 瀬戸内海環境保全特別措置法。以下同じ。

※ 2 改正水質汚濁防止法（平成 24 年 6 月 1 日施行）

※ 3 有害物質使用特定施設の設備を変更する場合は、構造等変更許可ではなく、変更届（第 9 条）による。

表 2 合流式下水道に、雨水を含め水の全量を放流する工場・事業場で必要な届出・許可
（影付き欄下線部が、法改正に伴い必要となった届出）

| 合流式下水道に、雨水を含め水の全量を放流する工場・事業場 | | | | | | |
|------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| 施設の区分 対象の 工場・ 事業場 | H24. 6. 1 の時点で以下の施設 を設置済の工場・事業場 | | H24. 6. 1 以降に以下の施設を 設置する工場・事業場 | | H24. 6. 1 以降に以下の施設の構 造等を変更する工場・事業場 | |
| | 有害物質使 用特定施設 | 有害物質貯 蔵指定施設 | 有害物質使 用特定施設 | 有害物質貯 蔵指定施設 | 有害物質使 用特定施設 | 有害物質貯 蔵指定施設 |
| 全ての 工場・事業場 | 使用届 (改正法附則第 3 条 1 項) | 使用届 (改正法附則第 3 条 1 項) | 設置届 (水濁法第 5 条 第 3 項) | 設置届 (水濁法第 5 条 第 3 項) | 構造等変更届 (水濁法第 7 条) | 構造等変更届 (水濁法第 7 条) |

表3 使用届の届出記載事項
(改正法附則第3条第1項)

| 届出対象 事業場 記載事項 | 有害物質 使用特定 施設※ | 有害物質 貯蔵指定 施設 |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 氏名・住所 | 様式第1 | 様式第1 |
| 事業場の 名称・所在地 | 様式第1 | 様式第1 |
| 構造 | 別紙12 | 別紙12 |
| 設備 | 別紙13 | 別紙13 |
| 使用の方法 | 別紙14 | 別紙14 |
| 用水及び排水 (搬出入)の系 統図 | 別紙15 (用水及び 排水の系統) | 別紙15 (搬入及び搬 出の系統) |

※ 合流式下水道に、雨水も含め水の全量を放流する工場・事業場に限る。

○ 使用届は、平成24年6月30日までに、各県民局環境課又は水濁法政令市まで提出してください。

○ 瀬戸法の許可申請先、水濁法の届出先は、従来どおりです(県民局環境課又は水濁法政令市。ただし、瀬戸法の許可申請は、明石市、加古川市、宝塚市の各市内の工場・事業場については、県庁水大気課へ)。

表4 設置に係る届出・申請書記載事項

| 対象 事業場 記載 事項 | 有害物質 使用特定 施設※ ¹ | 有害物質 使用特定 施設※ ² | 有害物質 貯蔵指定 施設 |
|---------------------------|--|----------------------------------|-------------------------|
| 氏名・住所 | 様式第1 | 様式第1 | 様式第1 |
| 事業場の 名称・所在地 | 様式第1 | 様式第1 | 様式第1 |
| 構造 | 別紙1 | 別紙12 | 別紙12 |
| 設備 | 別紙1の2 (瀬戸法では 別紙7※ ³) | 別紙13 | 別紙13 |
| 使用の方法 | 別紙2 | 別紙14 | 別紙14 |
| 汚水等の処理 方法 | 別紙3 | — | — |
| 排出水の汚染 状態及び量 | 別紙4 | — | — |
| 排出水の排水 系統別の汚染 状態及び量 | 別紙5 (瀬戸内海側 の水域のみ) | — | — |
| 用水及び排水 (搬出入)の系 統図 | 別紙6 (用水及び排 水の系統) | 別紙15 (用水及び排 水の系統) | 別紙15 (搬入及び搬 出の系統) |
| 根拠法 | 水濁法第5 条第1項 (瀬戸法第 5条第1項) | 水濁法第5 条第3項 | 水濁法第5 条第3項 |

※¹ 公共用水域に排水(雨水を含む。)を放流する工場・事業場

※² 合流式下水道に、雨水も含め水の全量を放流する工場・事業場

※³ 瀬戸法の許可申請でも、特定施設の設備についての記載が必要

(2) 構造等に関する基準の遵守義務【法第12条の4】

有害物質貯蔵指定施設等について、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造、設備及び使用の方法について環境省令で定める基準(構造等に関する基準)を遵守しなければなりません(→本基準と(3)の定期点検の組み合わせで有害物質の地下浸透を未然防止)。

【構造等に関する基準】

- ① 有害物質貯蔵指定施設等が設置されている床面及び周囲、施設等に接続する配管等、排水溝等の設備及び地下貯蔵施設について規定。
- ② 以下の3区分の基準を規定。
 - ・ 改正法の施行後に新たに設置される施設(新設の施設)に係る基準(A基準)
 - ・ 改正法の施行の際に現に設置されている施設(既設の施設。設置工事中も含む。)について、実施可能性にも配慮した基準(B基準)
 - ・ 構造等に関する基準の適用が猶予される改正法の施行後3年間に適用可能な定期点検の方法(C基準)

(3) 施設本体・付帯設備の定期点検義務【法第14条第5項】

有害物質貯蔵指定施設等について、環境省令で定める方法・頻度により定期点検を実施し、その結果を記録し、(3年間)保存しなければなりません((2)の対象設備に加え、施設本体も定期点検が必要です)。

(4) その他【法第8条第2項、第13条の3第1項、第14条の3、第30条、第33条第3項】

(1)～(3)の規定を担保するため、改善命令等の規定や罰則の規定が設けられています。